

健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください。

退職後の健康保険（任意継続保険）のご案内

退職後は健康保険の加入手続きが必要です！

退職後は以下いずれかの健康保険制度に加入が必要となるため、退職される方にご案内をお願いいたします。



任意継続保険の保険証発行をスムーズに

任意継続健康保険の資格取得申請時に、以下の①②のいずれかでご対応いただくことで、事業所からの退職手続きを待たずに健康保険証の作成ができます。

① 退職日の確認できる書類を添付する。

※退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し等、事業主または公的機関が作成した資格喪失の事実が確認できる書類。



② 資格取得申出書内の健康保険資格喪失証明欄(事業主記入用)の証明。

申請書変更のご案内

令和5年1月より申請書の

様式が変更になっております。

任意継続資格取得申出書に関しても、

変更後の様式での提出をお願いします。



申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



ホームページはこちらから ▶



必要事項をご記入のうえ、
お手続きは郵送で!



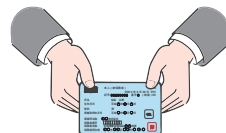
保険証切り替え時の注意点

ご本人さま



現在お使いの保険証は退職時に事業主さまへ必ずお返してください。

保険証は退職日の翌日から使用できません。(ご家族の方も同様です)



新しい保険証が届く前に保険診療を受けて全額自費で支払った場合は、「療養費(立替払い等)」をご申請ください!

療養費(立替払い)とは…



保険証が届いていないなどの
理由で医療費を
全額(10割)負担



新しい保険証が届き次第、
保険者(新しい保険証の発行元)に
申請書等を提出



保険者から7割
(年齢に応じて8割)を
お返しします



※限度額適用認定証等をお持ちの方へ

保険証が変わると、現在お持ちの限度額適用認定証等は使えなくなります。

保険者に申請書を提出して、新しい限度額適用認定証等を作成してください。



事業主さま



退職された従業員、ご家族の方の保険証は「被保険者資格喪失届」に

添付の上、日本年金機構へご提出ください。



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

〒700-8506
岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

☎ 086-803-5780 (代表)

受付時間 8:30~17:15

協会けんぽ岡山

検索